

〈資料〉

大洪水実記

小林博

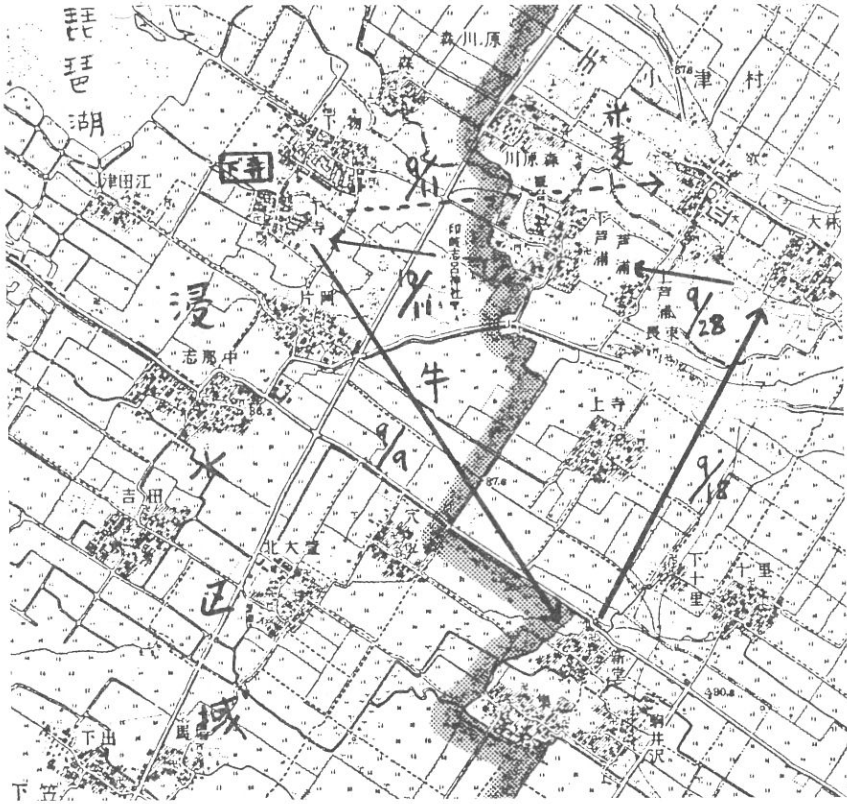
抑 明治廿九年度大洪水之始ハ七月十日頃ヨリ雨降り出シ十五日迄ニ字足皆本ノ田暮シ水ニ相成リ其水引去リ其レ故字西ヒエビ東ヒエビ岸廻シテ換ヘ出シ致習^マ(翌、以下同じ) 日又廿日頃ヨリ降り出シ四五日間ニ四尺五寸斗リ水増加シテ故ニ苗場ヲ字上正出ニ下シ苗ヲ致シ、追々一尺斗リ引去リテ其苗ヲ以テ字西浦畑及ビ御越畑又ハ見田畑等へ植付致シ、其次ニ字足皆本薄堀シテ掉壳反植付致シ、早速八月廿九日暴風雨吹テ水八寸斗リ増加シ来ル、九月六日ヨリ雨降出シ習日七日午前六時頃ヨリ烈シク雨降り十二時頃ニ八寸増加シ、而シテ午後六時頃ニ壹尺斗リ増加シ而シテ夕飯ヲ食シ休業ヲ致シ、而シテ寝前熾^マ燈ヲ以テ南ノ戸口ヲ明ケテ見レバ屋根之雨落水ガ平等トナリ其レヨリ又家内一同ガ須(素) 足ニテ外キ廻リヲ始末致居処夜十二時頃ニ家中エ入り込ミ其レ故少シモ不寝ニ夜ヲ明シ、明八日ノ朝其レヨリ西倉之諸道具皆二階エ持上ゲ隙無ク家中ノ床及ビ戸障子又ハ鍋釜等ヲ家ノ二階エ持上ゲ 其レヨリ堅メ玄米十壹俵白米貳俵都合拾三俵家中ヨリ舟ニ積ミ北出季兵衛ノ高倉ノ外柱ニ共綱ヲ繋ギ其レヨリ十三俵預ケ置キ内エ帰り 其レヨリ御仏壇(壇以下同じ)ヲ座敷口ヨリ舟ニ乗セ寧口(庭)ヲ掛ケテ雨ヲ凌ギ而シテ本堂エ送り込ミテ内エ帰り 其レヨリ舟板ヲ持出テ二重床ヲ掛ケ其ノ上ニテ一泊致 習日九日早朝ヨリ牛ヲ引出テ水中ヲ渡リ彦左(エ)門ノ外柱ニ繋キ而シテ四人ガ舟ヲ二艘繋ギテ牛ヲ乗セテ其レヨリ新堂村東森林蔵方へ預ケ置キテハゴ壹箇コスカ代二十錢トヲ置キテ帰リシガ 其レヨリ後鶏鳥六羽ヲ男部屋ノ浮床上ニ浮シ置キ 而シテ東倉ノ麦六俵掉壳俵小麦貳斗及ビ種々ノ諸道具皆高キ棚上ニ乗

セ置キ未ダ水益々増加シ習日十日早朝ヨリ又雨降出シ烈ク其レヨリ木竹及び雜種皆家部屋ノヒダシエ掘上ゲ又ハ屋敷畑ニ棚ヲ造リ其上ニ乗セ置クベシ同十日ノ午前頃ニ水七寸斗リ増加シ午後五時頃ニ二五寸斗リ増加シ明十一日早朝北出季兵衛ヨリ高倉エ水望(込)ミ入ル故預リ米引取ニ御出被下トノ御意ニ召サレ早速米十三俵舟ヲ以テ積ミニ参リシトキ老俵北出様方ノ米ト相違ヒシ故十二俵ダケ積ミ帰リテ部屋ノ中庭エ押込ミ而シテ彦左エ門ノ御仏壇本堂エ送り込ミニ付手伝ニ行キ彦左エ門ノ座敷口ヨリ舟ニ積ミ押行テ本堂エ送りテ帰リシガ又隣家ノ仲井久兵衛ノ御仏壇モ本堂エ送り込ミニ行キシガ久兵衛ハ屋根ノ雨切ト水トノ間無少シ御仏壇沈メ出シテ舟ニ積ミ表門ガ出悪クカリシ故皆ノ人足水中ニ入り込ミ舟ヨリ仏壇ヲ下シ四方ヨリ皆ガ肩ヲ入レ唐舟ヲ門外へ出シ皆々門ヲ越エ仏壇ヲ差上ゲ舟ニ積ミ込ントス押行キテ本堂北ノ手スリヨリ上ゲ込ミテ帰リシガ同日一日午后二時頃ニ昼食シ其レヨリ米舟ヲ押出テ東倉ノ麦六俵積ミ込ミ都合十八俵ヲ欲賀村ノ寺田久左エ門方ニ預ケントスルキ部屋外ノ軒桁ニツリタル堅糞半桶積ミシ故米舟ヲ部屋前ニ於テ打チ沈メ驚肅シテ隣家ノ仲井久吉君ヲ頼ミテ漸ク舟ヲ浮シ水ヲ換へ出シ沈ミ在リシ米ヲ拾ヒ上ゲ而シテ仲井君ノ舟ヲ借り十八俵ヲ二艘ニ取分ケ産左エ門ノ舟ヲ借りテ久兵衛エ代リニ返シ置キテ一艘ヅツ二人リガ押行キテ小津学校前ヨリ野洲川ニ成タル処ヲ押上ル事用意ナラズ二丁斗リ上リ行キテ途中ノ榎ノ木ニ共繩ヲ繋ギ老艘ニ二人ガ乗リテ漸ク欲賀浦ニ到着シ車屋久治宅エ米ヲ皆掘リ上ゲ欲賀親類二人リガ宅迄運ビ被下私共帰リシガ内ニ家内ガ騒ギ居シガ未ダ追追水増加スル故二重床沈ミタル処本堂ニ住居セシ中島庄七中島庄吉ト兩人ガ助ケントシテ夜戸棚ヲ舟ニ積ミ部屋ノ二階エカキ上ゲ又ハ家ノ座敷ニ積ミ在リシ床ヲ部屋ノ二階エ上ゲ込ミ而シテ其夜本堂ノ庄吉借席ニテ夕食ヲ食シ直ニ歸リテ部屋ノ二階デ住居致居候処習日十二日早朝ヨリ欲賀村ノ親類エ漬ケ米俵ヲ漚干シニ行シガ寺田市右エ門方ニテ麦六俵米二俵寺田惣助方ニテ米三俵寺田久左エ門方ニテ米七俵其レ々皆御世話ニ相成リ置キ候其レヨリ内エ帰ル度ビ荷桶ヲ借り飲水ヲ貰ヒ櫃ニ飯ヲ焼キ貰ヒテ帰リシガ未ダ水益々増加スル故世間

ヲ見習ヒ私方モ西倉二階之簞子卷本長持二本ヲ本堂ニ預置候 其節飯焼之程ハ本堂及ビ彦左エ門方ヲ頼ミ居リ候 其レヨリ午後六時頃ヨリ雲足早ク暴風吹来リテ其夜ハ少シモ不寝ニ夜ヲ明シ習日午前三時頃ニ津田江村光隙寺本堂ニ住居セシ者八九人斗リ阿弥陀如来ニ縫リ付今ニモ命ヲ捨ントシテ居リシガ如来ハ前へ覆ヘリ其レニ驚キ飛出テ舟六艘在リシヲ三艘捨テ流シ後ノ三艘ニ八九人乘リ込ミ光隙寺ヨリ芦浦最藏院迄上ラントスル道下寺觀音迄ノ間浪之高サ八尺斗リ打チ来テ今ニモ舟ヲ覆サントスル処漸ク下寺へ取付キシ其時ノ声ヲ聞ケバ哀レナ事甚シ 明十三日午前五時頃ヨリ風止ミテ直チニ見廻レバ下寺村ノ南浦西浦北浦三方流家ニテ取巻キ木竹及ビ諸道具山ノ如ク樵リ来リテ舟出ス事モ相成ラズ実ニ困難之次第ナリ 下寺村ニ於テハ流家津田惣吉又ハ北出季兵衛ノ浜倉及ビ中嶋善兵衛ノ三戸トス半ツブレノ家市田清兵衛及ビ中嶋庄吉又ハ脇坂嘉左エ門ノ部屋トス其時津田江村ノ流家川辺作兵衛北脇音吉高田佐吉奥村惣五郎北脇学助津田造酒太郎津田巳之助西田々々村井弥三郎ノ部屋村井嘉兵衛ノ倉及ビ片岡源太郎ノ部屋都合十疋戸形無クシテ流失 津田江村ノ天神社ハ北出季兵衛ノ屋敷田ニ係リ在リ而シテ下寺觀世音如来ハ常教寺本堂へ移転セラレ觀音堂ノエン及ビ百燈部屋共ニ飛ビ流レ大鼓部屋ヨリ大鼓飛ビ出テ東ノ彦左エ門ノ藪ニ係リ有リ而シテ神輿部屋ノ神輿ノ大輪迄水込ミ上ゲ觀音堂床上ニ尺斗ニシテ天満宮社地一尺斗ニテ常教寺本堂ニテハ落チエン迄込ミ上ゲシ事実ニ大洪水ナリ 明十四日朝ヨリ西倉ノ床上ニ沈ミタル豆ヲ拾ヒ其豆ト部屋ノ床八枚トヲ舟ニ積ミ芦浦村ノ宮川丈助方ノ表口迄舟ヲ押込ミ丈助方へ預ケントスル処丈助方モ水込ミナル故同村西川先生(注、觀音寺住職)方へ此品預ケ置候 其時間シニ芦浦村大工頭河井為七ナル者昨日西京ヨリ歸リテ自分ガ少(小)キ箱舟ヲ造リ其レニ乘リテ十四日午前十時頃ニ我子ノ処ニ行カン為メ伊岐志呂神社ヨリ穴村迄ノ間穴村卷丁前ニテ東風ニ出合ヒ音川迄テ流レテ箱舟ヨリ水中へハマリ込ミ助ケテクレト二口三口ノ其声斗リテ右手ニ煙草入左手ニ手拭トヲ持チナガラ死去致セシ事ヲ聞キ歸リシガ内ノ者驚肅致居候 習日十五日早朝ヨリ崩レ桶ヲ以テゴミ取リジヨリシテ寺ノ壁土ヲ舟へ少シ貰

ヒ上ゲ舟中ニテ藁ヲ切リテ土ヲコネ龜^{カマドノマゴ}ヲ三升鍋ト土瓶ト二ツ作りテ其レヲ部屋ノ押入へ二重床ヲカキ其処ニ置
 クベシ 而シテ後未ダ幽(油)断ナラヌト思ヒシヨリ又西倉ヨリ長持二本兩掛ケ沓籠トヲ舟ニ積ミテ芦浦村ノ
 片岡伊八方ノ倉口迄押行キテ預ケ置キ婦リシガ翌日十六日朝ヨリ隣家久兵衛前ノ畑ニ沈ミ在リシ芽ヲ御越スニ
 付水中へ入りテ引取り而シテ毎日食フベシ 当年ノ大洪水高長(頂)上ハ十三日ナリ其レヨリ日ニ一寸斗リッ
 ツ引去タリ 水ノ長上ニハ家宅デ床上三尺五寸西倉ノ床上三尺八寸東倉ノ床上二尺八寸ナリトス前之部屋床上
 三尺七寸ナリトス 翌日十七日早朝ヨリ欲賀村寺田久左エ門ノ畑へ撫^ヌ(蕪)ト大根ト少シ蒔キニ父ガ行レルヲ
 送リ上ゲ其婦リニ森川原村ノ升右エ門之藪土ヲ一艘貰テ婦リシガ翌日十八日朝ヨリ父ト彦左エ門ノ長男彦三郎
 トハ新堂村へ行キ東森林蔵宅ニ預ケ置キシ牛ヲ大林村市川甚助方へ預ケル事トナリ其レヨリ後森川原村ノ土ヲ
 三艘斗リ積ンデ婦リシナリ 而シテ習日十九日ヨリ戸障子及ビ諸道具家倉中ニ浮シ在ル者ヲ洗ヒ而シテ棚ニ洗
 ヒ上ゲ又ハ二三日間家及ビ健^{マツ}(建)物ノ柱及ビ腰張り等ヲ洗フニ係リ而シテ後彼岸之中日トナリテ母ト嫁ト参
 リン者ヲ芦浦南門迄デ送リ上ゲ習日二十四日穴村音川ノ上迄デ向ヒニ行キ婦リテ見レバ水二尺斗リ引去タリ
 当年ハ大洪水故村ノ男女皆京都へ行キシガ村ノ若中モ十九人在レドモ水故ニ纒カ五人斗リ村ニ住居致セシガ残
 ラズ他行ニ相成リ候 当分拙宅ノ家業ハ山田川へ砂積ミニ行キシナリ皆々ハ内ニ働キ居レルナリ而シテ水引去
 リテ漸ク部屋二階ヨリ家へ婦リシハ十月七日ナリ 其夜ヨリ家ニテ夕飯ヲ食シ凡ソ部屋二階ニ住居致セシハ二
 十七日間ナリ 其レヨリ去日九月廿八日大林村市川甚助方ノ作畑沓畝余リノ畑ニシテ三宅浦ニ之有由其処迄植
 菜蒔キヲ致置候 其レヨリ後大林村市川甚助方ニ預ケ置キシ牛ヲ芦浦村宮川丈助方へ預ケ婦リシガ習々十月差
 入ヨリ水ノ引足遅クシテ大ニ困リ居ル処同月十日頃ヨリ寒サ強クシテ家ハ鳥籠同様ノ事ニ成タル故夜中寒氣ニ
 堪へ兼而シテ後時々ニ芦浦村宮川丈助へ入湯ニ罷出ル事モ在リ 或人ガ曰ク昔シ明治老年辰年ハ昔ヨリ無イ大
 洪水ト云ヒシガ其時家中ノ床上老尺八寸斗リナリシガ来ル明治廿九年ノ申年ハ極メテ悪年ト思ヒシガ家中ノ床

大洪水実記



洪水関係図

注 …アミは明治29年浸水湖岸線を示す →牛の移動 ⇨米・麦の移動

上三尺八寸斗リナル故家中ニ居ラレズ前ノ部屋二階デ住居致セシ事ニ相成リ候 其レヨリ後家中ノ床下ニ土ヲ入レ床ヲ直シテ寒サヲ凌ギ而シテ芦浦村宮川丈助方ニ預ケ置シ牛ヲ十月十一日ニ連レテ歸リシナリ 其レヨリ後上ミノ親類ヘ水ノ礼トシテ四五日ヅツ秋ノ取込ミヲ手伝ニ行シ其後北出季兵衛方大洪水デ身ニ痺ヲ含ミ水ノ中半ニ四男竜太郎ナル者年六歳ニシテ内ヨリ病氣付ナガラ芦浦村片岡伊八方ノ离座敷ヲ借リシ其処ニテ死去致サレ候故種々心配ヲ致シ其熱瘳シテ季兵衛方十月三十日ヨリ俄ニ病氣ニ取付キ種々介抱致サレ候エ共全快モセズ大津病院迄出養生ニ相成リシガ遂ニハ病院デ死去致サレ候故其レヨリ親類ガ立会テ子ノ葬礼明日ハ親ノ葬礼スルニ付本堂ヨリ仏壇ヲ昇キ歸リテ葬式ヲ致サレ候 其レヨリ後私方ノ御仏壇モ本堂ヨリ昇キ歸リシナリ 其レヨリ私方ノ飯米ハ食フ丈欲賀村寺田久左エ門ニ預ケ置キシ米ヲ貰テ歸リテハ食スルナリ当年大洪水ノ困難ハ実ニ甚ダシキナリ

所蔵者 草津市下寺町 中島 展子
筆 者 中嶋 太郎

解 説

右の資料は、草津市下寺町 中島展子の所蔵になり、草津市史編さんのための資料採訪に際して、その所在が明らかにされたものである。目下筆者が世話人となって「歴史時代における琵琶湖の水位変動」について調査研究をすすめているが、これに関連する資料として紹介することにした。

原文は美濃版、和綴、七枚のもので、琵琶湖岸の農村下寺村に住んでいた中嶋太郎が、琵琶湖最大の洪水といわれる明治二九年の洪水について書きとどめた記録である。この資料は庶民(農民)が経験した事柄を綴ったもので、水害に対する住民の対応を知る上で貴重なものであると思われる。以下この点についてふれるが、

そのまゝに明治二九年の大洪水がどのようなふうであったかをみておく。

明治二九年の洪水は「明治廿九年七月十日頃ヨリ出水、同下旬六尺ヲ越へ八月下旬四尺八寸ニ下リ更ニ増水シテ九月十三日ノ一丈二尺三寸ヲ最高トシ十一月中旬漸ク退水ス、浸水日数百十三日間、大浸水二十八日間、中浸水七十日間、小浸水十五日間」(注、大浸水八尺以上、中浸水五尺以上八尺迄、小浸水四尺以上五尺迄)(吉田虎之助、琵琶湖治水沿革誌)とあるように、水位の高さにおいて、かつまた浸水日数の長さにおいて記録破りの大洪水であった。このときは単に琵琶湖だけに止らず下流淀川沿岸も大きな被害を受け、これが後年の淀川改修工事の発端となった。

滋賀県では琵琶湖の大増水によって湖辺の一万七四三町歩が浸水し、家屋一万五〇〇〇戸余が被害を受けた。増水の状況は、沿革誌の記述によれば七月十日頃から増水し七月下旬に六尺を越え、八月下旬にいったん四尺八寸に下って九月に増水して九月十三日に最高となったと簡略化しているが、本洪水記によればそれがさらに詳しく述べられている。すなわち、七月十日頃からの増水は同じであるが、その後七月中旬にやや水がひき、ついで七月廿日から再び降雨となって四〜五日の間に四尺五寸も増水した。しかし、八月に入って一尺ばかり水がひき、植付を行なったものの、八月廿九日暴風雨で八寸増水した。これが三度目である。この八月までで年初からの雨量は一六三七ミリメートルに達し、平常の年の一年分の雨が降っている。ところが九月七日台風が襲来して豪雨をもたらし、これが決定的な災害を導いた。この時の雨量は二四時間に六八四ミリメートルというものすごいもので、沿湖の諸河川が氾濫して、すでに六尺近くなっていた琵琶湖の水位を倍以上に高めた(滋賀県災害誌昭四二)。つまり、四回の水位上昇があって最後のものがいちばん激甚であったことが知られるのである。

本洪水記にある下寺村は琵琶湖に近接して立地し、隣村の下物村や津田江村とともに江戸時代以来、しばし

ば水害になやまされてきた。明治一三年の滋賀県物産誌によれば、戸数五〇、人口二三四人、面積五〇町九反余で、牛一八頭、馬五頭の役畜を有し、舟は田舟を含めて五七隻を有していた。全戸農家であるが、漁業を兼ねるものも少なからずいた。これがほとんど被災したわけで、前掲治水沿革誌によれば、家四八戸、田三九町、畑二町七畝、宅地三町が浸水している。最高水位時の湖岸線は図のように東方一〜二キロメートルにひろがり、下寺は湖中にあつたことになる。そのため、住民は非浸水地域の村々に住む親類を頼つて洪水に対処したのである。

さて農民の対応であるが、まず七月段階の水位変動では四〜五尺程度の上昇（これを小浸水と呼んでいる）、低下であつたので、この段階では農作業そのものの対処を行なつてゐる。すなわち、苗場を設けて改めて西浦畑、御越畑、見田畑などやや高い畑地に田植を行ない、最初に日暮水となつた（浸水した）字足皆本では稲ではなくより凶作に強いひえを一反ばかり植付けてゐる。このように小浸水程度であれば、①畦を高くして浸水を防ぐ、②それでも浸水して苗がだめになれば改めて植かえる、③稲作が危ぶまれるとひえを植えるなどの手段を講じてゐる。畦畔の嵩置きは四年前の明治二五年の洪水時に効果を發揮し、かなり広く行なわれたようであるが、水位がさらに高くなれば効果は無となるものであつた。

つぎに水位がさらに上昇した九月八日には諸道具、戸障子、鍋釜など生活用具の浸水を避けて倉や家の二階にあげ、第三番に食糧の安全をはかつて米一三俵を舟に積み、隣家の北出季兵衛方の高倉の外柱につなぎ、第四番目には仏壇を向いにあつたお寺（常教寺）の本堂に送つて安全をはかつてゐる。第五番目には農耕に不可欠の牛を舟にのせて浸水区域外の新堂村へ預けた。役牛の処置は農民にとってはきわめて大切に洪水毎に重大な関心を払つた。同じこの大洪水のとき、南方の新浜村でも牛を舟に積んで六キロメートル余も離れた瀬田川

右岸の平津（現大津市）へ送っている（新浜村中西長治聞き書）。つまり生産手段の確保である。

第六には同じ動物でもやや重要性の劣る鶏は浮き床の上に置き、麦、ひえ、諸道具などは東倉の棚にあげたり、畑に急造の棚を設けてその上に乗せている。ついで水位がさらに上昇した十一日には、第七番目にさき北出季兵衛に預けた米が危くなつて再び安全をはかるが、その前に隣家の彦左エ門、久兵衛の仏壇を本堂に送る手助けをし、午後から米麦一八俵を欲賀（現守山市で非浸水地域、親類がいる）へ水中を運んでいる。このときは隣家の協力を得た。第八番目にこの日はさらに水位が上つたので部屋二階へ床を運びあげてここに住むことにしたが、それにはすでに本堂に避難していた中島庄吉、庄七兩人の援助を得ている。

十二日にはさらに水位が上つたので、西倉二階に置いた簞笥、長持を寺の本堂に預けている（第九番目）。十二日夜は暴風雨となり、十三日朝には治まったが水位は最高となつた。以後は一日三センチメートルの割合で低下するが、なお心配であつたのか十四日西倉の床上に沈んだ豆を拾い、その豆と部屋の床八枚を舟に積んで芦浦村に預けに行き（第十番目）、さらに十五日には西倉から長持と両掛けを芦浦村へ預けている（第十一番目）。

以上が洪水に対する避難的な対応であるが、水位が低下するにつれて建設的な行動をとるに至る。その第一は十五日に寺の壁土をもらつてかまどをこね炊事用にあて、ついで翌十六日からは水中に沈んだ畑の芽をおこして食べ、十七日には欲賀村の畑を借りて蕪と大根を蒔き、復興のための土を森川原から舟三杯分も運び、諸道具、建物の洗流しを行ない、二八日には大林村市川氏の畑で菜を植え、十月十一日一カ月余ぶりにようやく牛を連れて帰っている。

水害時、世話になつた欲賀や新堂の親類にはお礼として秋の稲刈りの手伝いに四〜五日ずつ出かけ、これで謝意を表した。村では水田の収穫皆無のため、多くが京都へ出稼ぎに行ったという。また、北出季兵衛家では

親子二人が病氣にかかって死去している。

右のような洪水に対する対応をみると少なくとも三つの点が注意される。第一は避難から復興に至る一連の行動が、個人ないし隣家との協力といった限られた範囲で、他村居住の親類とのつながりのなかで行なわれていることであり、従って第二に村落共同体としての組織的な対応がみられないことである。常盤村では上寺と芦浦に窮民のための収容所を設けて食事を給し、浸水家屋中に残った者には握り飯を配った（近江栗太郡志卷三）というから公的な配慮がなされたとは思いますが、それが下寺の個人のレベルには徹底していないとみられる。第三に食糧、役牛の避難とともに仏壇を寺の本堂に送って水難を防ぐことがきわめて自然でかつ重要な事柄であったということである。